

障害者等に準ずる者等の認定基準

区分		認定基準（いずれかに該当）
障害者に準ずる者	知的障害者 (軽度・中度)	(1) 要介護・要支援の認定に係る認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ～Ⅱbの場合 (2) 高齢者調査記録票「1 知的障害者に準ずる状況」の(1)認知症における中核症状において1項目以上「中度」以上に該当し、かつ、(2)認知症における周辺症状において3項目以上「軽度」以上に該当する場合
	身体障害者 (3級～6級)	(1) 要介護・要支援の認定に係る障害高齢者の日常生活自立度がA1・A2の場合 (2) 高齢者調査記録票「2 身体障害者に準ずる状況」の3項目以上「一部介助」以上に該当する場合
特別障害者に準ずる者	知的障害者 (重度)	(1) 要介護・要支援の認定に係る認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ～Mの場合 (2) 高齢者調査記録票「1 知的障害者に準ずる状況」の(1)認知症における中核症状において1項目以上「重度」に該当し、かつ、(2)認知症における周辺症状において2項目以上「中度」以上に該当する場合
	身体障害者 (1級・2級)	(1) 要介護・要支援の認定に係る障害高齢者の日常生活自立度がB1～C2の場合 (2) 高齢者調査記録票「2 身体障害者に準ずる状況」の1項目以上「全介助」に該当し、かつ、2項目以上「一部介助」以上に該当する場合
寝たきり高齢者		高齢者調査記録票「2 身体障害者に準ずる状況」で「歩行不可能(寝たきり)」に当てはまる場合

備考

- 1 認定基準として日常生活自立度を使用する場合は、認定調査票及び主治医意見書の双方の結果を確認し、判定が異なる場合は主に認定調査結果の特記事項により状況を判断するものとする。

- 2 認定基準として日常生活自立度を利用する場合において、当該自立度が骨折等の突発的な事由による状況に基づいて判定されているときは、要介護認定に関する資料の確認等により、当該状況が6か月以上継続すると認められる場合のみ認定するものとする。
- 3 認定基準として高齢者調査記録票を利用する場合において、状態が「障害者に準ずる者」及び「特別障害者に準ずる者」のいずれにも該当する場合は、「特別障害者に準ずる者」として認定するものとする。